

第 5 次
日野市特別支援教育推進計画
(案)

(令和元年 8 月 20 日時点)

令和 2 年 3 月
日野市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け及び考え方	
3 計画期間	
4 国や東京都の近年の動向	
(1) 国の動向	
(2) 東京都の動向	
第2章 推進計画の基本理念と推進目標	4
1 基本理念	
2 推進目標	
第3章 日野市における特別支援教育の現状と課題	5
1 これまでの取組と成果	5
(1) 学校の体制整備	
(2) 特別支援学級の設置状況	
(3) 教育委員会の取組と支援体制（平成20年度以降）	
(4) 福祉と教育の一体化による支援	
(5) 副籍制度並びに小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習	
(6) 講演会の開催	
2 特別支援学級の現状と推移	16
(1) 特別支援学級の児童・生徒数の推移	
(2) 通常の学級における発達障害等の児童・生徒数の状況	
(3) 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果より	
3 特別支援教育の課題	30
(1) 小・中学校全校における特別支援教室（ステップ教室）の導入に伴う 特別支援教育推進体制の見直し	
(2) ニーズに応じた特別支援学級の新設	
(3) エール及びかしのきシートを中心にした連携・支援体制の充実	
(4) リソースルームによる指導・支援の充実	
(5) 教員の指導力向上と校内委員会を中心とした学校支援体制の充実	
(6) 特別支援学校との連携	
(7) 放課後等デイサービス等との連携	

第4章 日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策

推進目標と具体的な施策 34

- 1 幼児期から学校卒業後まで、かしのきシートを活用した切れ目のない相談・支援体制を、市全体で構築します。
 - (1) エールにおける総合的な相談・支援体制の充実
 - (2) エールを中心にした関係機関との連携支援体制の充実
 - (3) 「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 <重点施策>
- 2 全ての学校、教室において、子供の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。
 - (1) 教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進 <重点施策>
 - (2) ひのスタンダードの実践及び改善 <重点施策>
 - (3) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実
 - (4) 学級支援員（介助員）の活用の充実
- 3 一人一人の子供が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、新たな特別支援教育推進体制を構築します。
 - (1) 特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の充実 <重点施策>
 - (2) ニーズに応じた特別支援学級（ステップ教室除く）の新設
 - (3) リソースルームによる個別指導・支援の充実
- 4 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。
 - (1) 市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進
 - (2) 交流及び共同学習の推進
 - (3) 副籍制度の推進
 - (4) 特別支援学校との連携
 - (5) 放課後等デイサービス等との連携
 - (6) 保護者同士の情報共有

第5章 計画の進行管理（推進体制） 41

- 1 計画の進行管理
- 2 計画の進捗状況の点検と評価

《参考資料》

- 1 第5次日野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱 42
- 2 第5次日野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿 44
- 3 第5次日野市特別支援教育推進計画策定委員会の検討経過 45
- 4 特別支援教育に関する動向 47
- 5 用語解説 49

はじめに

日野市教育委員会では、児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う、特別支援教育を推進しています。

平成19年3月に「日野市特別支援教育推進計画（平成19年度～平成23年度）」を策定し、その後、平成23年度には「第2次日野市特別支援教育推進計画（平成24年度～平成25年度）」、平成25年度には「第3次日野市特別支援教育推進計画（平成26年度～平成28年度）」、平成28年度には「第4次日野市特別支援教育推進計画（平成29年度～令和元年度）」を策定し、基本理念と推進指針のもと、具体的な施策に取り組み、特別支援教育を充実してきました。

平成30年度に策定した「未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）」では、子供たち自らが育んでいってほしい力を「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」とし、この力を育んでいく環境を、学校、家庭、地域、そして子供たちみんなでつくっていくためのビジョンを定めました。

本計画は、第4次日野市特別支援教育推進計画で示した基本理念や推進指針を継承するとともに、「未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）」の趣旨なども含め、特別支援教育に関わる内外の動向を踏まえて、今後3年間で日野市の特別支援教育を更に推進するため、取り組むべき施策を示したものです。

本計画の推進により、児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教育行政や学校関係者だけでなく、児童・生徒及び保護者のみなさま、広く市民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

日野市教育委員会

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 日野市教育委員会では、平成19年3月に日野市特別支援教育在り方検討委員会が策定した「日野市特別支援教育推進計画（平成19年度～平成23年度）」に基づき、特別支援教育の充実を図り、特性のある児童・生徒に応じた教育や支援体制等を推進してきました。
- 平成23年度には「第2次日野市特別支援教育推進計画（平成24年度～平成25年度）」、平成25年度には「第3次日野市特別支援教育推進計画（平成26年度～平成28年度）」、平成28年度には「第4次日野市特別支援教育推進計画（平成29年度～令和元年度）」を策定して、具体的に取り組む施策を掲げ特別支援教育の充実を図っています。
- 日野市教育委員会では、国や東京都の近年の動向や、特別支援教育を取り巻く状況の変化や課題を踏まえ、今後、日野市が特別支援教育の更なる充実に向けて取り組む施策を明らかにし、更に特別支援教育の推進に向けて取り組むこととし、「第5次日野市特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け及び考え方

- 本計画は、特別支援教育の現状及び特別支援学級の状況等を踏まえ、日野市の児童・生徒が、それぞれの能力や可能性を伸ばし、将来の自立や社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うため、特別支援教育の充実を図るものとなりました。
- 本計画では、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒だけでなく、通常の学級に在籍し、発達特性等により、学習や生活面などに困難を示す児童・生徒も対象としています。また、共生社会の実現に向けて、全ての子供、保護者、教育関係者等にも関わる施策も示しています。
- 「第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）」や、「第3次日野市学校教育基本構想（未来に向けた学びと育ちの基本構想）」を基に、「障害者保健福祉ひの6か年プラン（障害者計画）」などの関連計画等との整合を図りました。

3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和4年度年度まで3年間とします。

4 国や東京都の近年の動向

(1) 国の動向

- 平成19年4月の学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」から「特別

支援教育」への転換が図られました。この法律改正は、特別支援教育の対象が、通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童・生徒に拡大され、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を推進することになりました。

- 「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月に国連総会で採択され、平成26年1月に条約を締結しました。条約締結に向けて、平成23年8月に障害者基本法の改正、平成25年6月に障害者差別解消法が制定されました。平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するとされました。
- 平成28年5月には、発達支援法が改正され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育をうけられるよう配慮」すること等新たに規定されました。
- 平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会）」において、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであり、合理的配慮と基礎的環境整備などを充実させていくことが重要であるとしています。

(2) 東京都の動向

- 東京都教育委員会では、平成16年11月に、特別支援教育推進の基本的な方向を示す東京都特別支援教育推進計画を策定しています。具体的には、第一次実施計画（平成16年度～平成19年度）、第二次実施計画（平成20年度～平成22年度）及び第三次実施計画（平成23年度～平成28年度）に基づき取り組みを実施しています。
- 各実施計画では、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めた全ての学校において特別支援教育を推進してきました。
- 都における発達障害教育は、東京都特別支援教育推進計画に基づき、推進してきましたが、近年の発達障害教育を取り巻く状況の変化や、通常の学級における発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率等の実態を踏まえ、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っていく必要があることから、都教育委員会では、平成28年2月に東京都発達障害教育推進計画を策定し、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として、具体的な施策を展開しています。
- 都は、知的障害特別支援学校の施設整備、特別支援学校のセンター的機能の

充実や障害者を取り巻く状況等に適切に対応した特別支援教育を推進するため、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画期間とした東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定し、特別支援教育を更に推進していくことになっています。

※ 国と東京都及び日野市の近年における特別支援教育に関する動向については、参考資料に年表有（P47～48参照）

第2章 推進計画の基本理念と推進目標

1 基本理念

幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、学校・家庭・地域及び関係機関と一層密接な連携の下に、幼児期から学校卒業後までを見通した多様な特別支援教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

2 推進目標

(1) 幼児期から学校卒業後まで、かしのきシートを活用した切れ目のない相談・支援体制を、市全体で構築します。

○エール（日野市発達・教育支援センター）を中心に、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校、特別支援学校をはじめ、福祉、保健、医療等の関係機関と連携した切れ目のない相談・支援体制を構築します。

○福祉と教育が一体となって、子供の支援情報を切れ目なくつなぐ「かしのきシート（個別の支援計画）」を関係機関と連携し運用します。

(2) 全ての学校、教室において、子供の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

○学校における特別支援教育の推進体制として校内委員会の充実を図ります。

○授業のユニバーサルデザイン化を中心にした「ひのスタンダード」の実践研究を通し、全ての教員の子供の特性への理解を深め、と指導力向上に取り組みます。また、特別支援学級の教員には、専門性向上を図る取り組みを充実させます。

(3) 一人一人の子供が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、新たな特別支援教育推進体制を構築します。

○小・中学校における特別支援教室における指導力の向上を図ります。

○ニーズに応じた特別支援学級を設置します。

○リソースルームにおける指導力の向上を図ります。

(4) 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。

○全ての日野の子供たちが共に学び育つことができる共生社会を実現するため、子供たちに共生社会の理解・啓発を進めるとともに、交流及び共同学習の推進、副籍制度の推進、特別支援学校との連携を図ります。

○家庭との共通理解により、合理的な配慮による適切な教育的支援を行います。

○市民や保護者等に対して共生社会や特別支援教育の理解・啓発に取り組みます。

第3章 日野市における特別支援教育の現状と課題

1 これまでの取組と成果

(1) 学校の体制整備

① 校内委員会の設置

- ・小・中学校全校に設置しています。
- ・校内委員会の基本的な役割は、「特別な配慮を要する児童・生徒の実態把握」、「指導の手立てや配慮事項の検討」、「個別指導計画や個別の教育支援計画の作成」、「関係機関との連携」、「全教職員の共通理解を図るための校内研修の開催」などがあります。

② 特別支援教育コーディネーターの指名

- ・小・中学校全校で教員に指名しており、多くの学校で複数名を指名しています。
- ・平成18年度までは、コーディネーターの養成研修を実施し、その役割等について理解を深めてきました。平成19年度からは、校内委員会を中心として組織的な特別支援教育を推進できるよう、コーディネーター研修の充実に努めています。

③ 個別指導計画・個別の教育支援計画の作成

- ・個別指導計画は、支援が必要な児童・生徒に対して、一人一人の状態や発達段階に応じた、指導目標や内容、方法等の手立てを記し、きめ細かな指導を行うために作成しているものです。
 - ・個別の教育支援計画は、学校と家庭、関係機関が連携して適切な支援を行うため、個別指導計画を基に、支援情報等を継続的に記録し一貫して引き継ぎ、学齢期を通じて切れ目のない支援を行うものです。
特別支援学級に在籍または通級する児童・生徒を対象に作成しているほか、通常の学級及びリソースルームの利用者も必要により作成しています。
 - ・いずれの計画も、保護者と協議の上で作成するものです。
 - ・平成27年度より、個別の教育支援計画については、かしのきシートと書式を統一し、平成29年度より電子システムにより運用しています。
- ※「かしのきシート」については、別に掲載（P12、13参照）

④ 小学校・中学校へのリソースルームの設置

- ・リソースルームは、通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導等による学習支援を行う部屋です。
- ・リソースルームには、市で雇用した教員免許のあるリソースルームティーチャーを配置して、児童・生徒のつまずきに応じた個別の学習指導・支援を、週に1～2時間行います。
- ・平成30年度から全小中学校にリソースルームを設置し、各学校で個別の学習指導・支援を実施しています。
- ・リソースルームティーチャー研修会を年3回実施し、指導者の指導力向上に努めています。
- ・小学校と中学校それぞれでリソースルームマニュアルを作成し運営しています。

■ リソースルームの設置校及び利用児童・生徒数推移（平成19年度～30年度）

年度	設置校	利用者数	備 考
19	1校	22人	潤徳小学校をモデル校として実施
20	9校	147人	特別支援学級が設置されていない9校に設置
21	14校	259人	知的障害学級がある5校（日野第三小を除く）に設置し、14校で事業を実施
22	16校	302人	情緒障害等通級指導学級がある2校に設置し、16校で事業を実施
23	17校	332人	小学校17校（全校）で事業を実施
24	17校	311人	小学校17校（全校）で事業を実施
	1校	13人	日野第三中学校でモデル事業を実施
25	17校	348人	小学校17校（全校）で事業を実施
	2校	29人	中学校2校で事業を実施
26	17校	338人	小学校17校（全校）で事業を実施
	3校	34人	中学校3校で事業を実施
27	17校	355人	小学校17校（全校）で事業を実施
	4校	48人	中学校4校で事業を実施
28	17校	340人	小学校17校（全校）で事業を実施
	5校	69人	中学校5校で事業を実施
29	17校	332人	小学校17校（全校）で事業を実施
	6校	79人	中学校6校で事業を実施
30	17校	325人	小学校17校（全校）で事業を実施
	8校	117人	中学校8校（全校）で事業を実施

⑤ 学級支援員（介助員）の配置

- ・通常の学級並びに特別支援学級に対し、児童・生徒の安全確保や学級運営の支援のため、必要に応じて学級支援員（介助員）を配置しています。なお、令和元年度からは、早期に対応できるよう年度当初から学校規模に応じて配置しています。

（2）特別支援学級の設置状況

- ・児童・生徒の実態に応じ、特性に応じた特別支援学級の新設や増級を進めています。新設や増級には、各学校の空き教室などの状況も踏まえながら、地域に偏りがないように配慮しています。特性種別にもよりますが、特別支援学級で指導を受ける児童・生徒は増加傾向にあります。
- ・平成26年度には、小学校の情緒障害等通級指導学級の対象児童の増加に伴い、滝合小学校に市内4校目として情緒障害等通級指導学級を新設しました。
- ・平成27年度には、中学校の自閉症・情緒障害固定学級の対象生徒の増加に伴い、日野第三中学校に市内2校目として自閉症・情緒障害固定学級を新設しました。
- ・平成28年度以降に、順次「特別支援教室（ステップ教室）」を導入し、平成30年度に全小中学校に設置しています。
- ・特別支援教室導入に伴い、特別支援教室専門員を配置しています。巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行います（週4日程度勤務）。また、特別支援教室巡回相談心理士を派遣しています。児童の行動観察を行い、特性の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します（年間4時間×10回程）。

※「特別支援学級の児童・生徒数の推移」及び、「特別支援教室（ステップ教室）」については、別に掲載（P16～23参照）

■特別支援学級の設置校数及び学級数の年度別推移（平成27年度～令和元年度）

学校別	特別支援学級		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
			校数	級数	校数	級数	校数	級数	校数	級数	校数	級数
小学校	固定	知的障害	6	18	6	20	6	21	6	22	6	20
		病弱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	通級	言語障害	2	5	2	5	2	6	2	6	2	6
		難聴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		情緒障害等	4	16	4	※	2	※		※		※
	ステップ教室			3	※	11	※	17	※	17	※	
中学校	固定	知的障害	3	8	3	7	3	9	3	8	3	10
		自閉症・情緒障害	2	3	2	4	2	6	2	7	2	6
	通級	情緒障害等	1	1								
		ステップ教室			1	※	2	※	8	※	8	※

※平成28年度より、特別支援教室（ステップ教室）の導入により、情緒障害等通級指導学級の学級数という枠組はなくなりました。

（3）教育委員会の取り組みと支援体制（平成20年度以降）

平成20年度に、学校課から「特別支援教育推進チーム」が独立し、就学相談や特別支援学級に関わる業務を集約して行う特別支援教育担当課が組織されました。更に、平成26年度からは、エール（日野市発達・教育支援センター）の開設に伴い、「特別支援教育推進チーム」は「教育支援課」として課名変更し、発達支援課とともに、エール内に配置されることになりました。

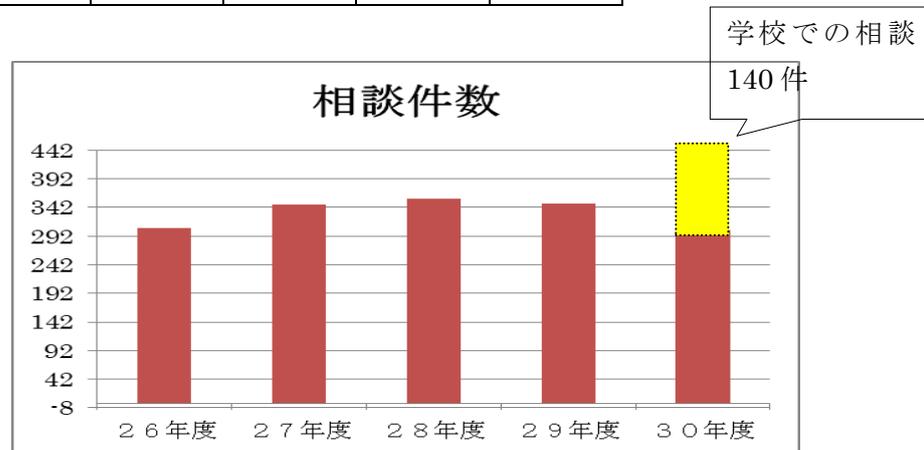
なお、教育支援課の発足に伴い、教育相談業務が教育センターから移管され、スクールソーシャルワーカー業務が新たな業務として加わっています。

① 特別支援教育総合コーディネーター・就学相談員の配置

- ・特別支援学級や特別支援学校への就学・進学相談や入級・転学相談に対応するため、特別支援学校の元教員などを就学相談員として配置しています。
- ・平成26年度より、特別支援教育の全般に渡る相談と調整、及び特別支援教育に関する学校への指導・助言などに対応するため、特別支援教育に知見のある元教員を特別支援教育総合コーディネーターとして配置しています。
- ・特別支援教育に関する相談は、年々増加しています。平成30年度からステップ教室への入級相談の窓口を学校に移しています。

■特別支援教育に関する相談件数推移（平成26年度～30年度）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相談件数	306	347	358	348	442



② 巡回相談員の派遣

- ・巡回相談事業として、特別支援教育に知見がある心理等の専門家が学校を訪問し、発達特性等の児童・生徒の適切な対応のために、専門的な視点から助言を行っています。校内委員会への参加や個別指導計画等を作成する際の助言、児童・生徒の行動観察と希望する保護者との面談、担任からの相談等を行います。
- ・巡回相談員として大学等の学識経験者に委嘱し、市内小・中学校25校を分担して各学期に1回定期の巡回相談を行っています。また、必要に応じて、要請による巡回相談も行っています。

③ 専門委員会の開催

- ・通常の学級に在籍し、学習や生活面などに困難さを示す児童・生徒への望ましい対応について、専門的な検討を行うため専門委員会を設置しています。
- ・専門委員会は、学校からの申し出に基づいて年4回実施しており、医師と心理等の専門家、教育関係者が学校を一緒に訪問し、学習や生活面などに困難さを示す児童・生徒について、学習観察等を通して協議を行い、対象となる児童・生徒への教育的対応や医療的所見、家庭での対応について、学校や家庭に対し専門的な

見解を提言しています。

④ 特別支援教育コーディネーター研修

- ・各学校で指名している特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るため、年3回程定期的に研修を実施しています。
- ・研修会では、校内委員会の充実に向けた取組やコーディネーターの役割について学ぶほか、必要な課題について研修を行っています。
- ・平成24年度から3年かけて、研修を通して「校内委員会のマニュアル」を作り、コーディネーターの校内委員会における役割を明らかにするとともに、校内委員会の運営マニュアルとし各学校で活用を図っています。
その内容は、以下の書籍としてまとめ、市販されています。
○「校内委員会の1年間 月別マニュアル」 平成26年3月 東洋館出版社
- ・新しくシステム化された子供の情報をつないでいくツールである「かしの木シート」(学校では個別指導計画)の作成方法について研修し、周知を図っています。

⑤ 特別支援教育に関わる研修

- ・特別支援教育の理解、充実に向けて、小・中学校の全ての教員を対象とした研修を実施しています。また、教員の経験や職層等に応じた研修のほか、特別支援学級の教員には、専門性の向上を図るため、特性種別に応じた研究授業等、実践的な研修を実施しています。

⑥ 特別支援学校との連携

- ・市内にある都立七生特別支援学校は、日野市における特別支援教育のセンター的機能を担っています。教育委員会が実施する特別支援教育に関わる研修には、都立七生特別支援学校(知的障害)や都立八王子東特別支援学校(肢体不自由)からも教員の派遣を受け、教材作りや指導方法等について連携して研修を実施しています。また、就学相談のほか、各学校で実施する研修等や通常の学級での授業支援にも教員を派遣しています。幼稚園や保育園、小・中学校等に在籍する幼児・児童・生徒に対し、保護者からの相談窓口を設け、専門的な指導や助言等を行っています。
- ・日野市に隣接している都立八王子東特別支援学校でも、日野市からの児童・生徒が多く在籍していることもあり、さまざまな連携を行っています。

⑦ 「ひのスタンダード」の研究の実践と研究成果の共有化

- ・通常の学級において、全ての子供が参加し分かる授業を目指し、特別支援教育の視点を活用した学級環境や指導方法など(授業のユニバーサルデザイン化)を研究しています。研究成果は、市内の全学校、全教員の取り組みの基準「ひのスタンダード」として、研修や冊子の作成を通し共有化を図っています。

- ・研究成果の第1弾として、チェックリストを活用した授業のユニバーサルデザイン化について、各学校の実践例を以下の書籍にまとめ、出版しています。
 - 「通常学級での特別支援教育のスタンダード」平成22年8月 東京書籍
- ・平成25年度及び平成26年度には、文部科学省委託事業「発達障害理解推進拠点事業」を活用して、「ひのスタンダード」の研究を進め、全校で研究授業に取り組み、以下の冊子に研究成果（第2弾、第3弾）をまとめています。
 - 「授業のユニバーサルデザイン化マニュアル」平成26年3月
 - 「UD授業の組立て方」平成27年3月
- ・平成27年度及び平成28年度には、文部科学省委託事業「発達障害早期支援研究事業」を活用して、「ひのスタンダード」の研究を更に進めました。これまでの「授業のユニバーサルデザイン化」だけでなく、「個への配慮」や「個に特化した指導」を加えた学習の三段構えにより、一人一人の学習を保障する指導・支援の体系化と方法論の確立を図っています。平成27年度には、全校で実践した研究授業の取組を、研究成果（第4弾）として以下の冊子にまとめました。
 - 「授業のUD化マニュアル～授業づくりの7ステップ～」平成28年3月
 作成した冊子等は、全教員に配布し、研修等を通し共有化を図っており、教員の指導力向上、授業の改善に役立てています。
- ・平成28年度においては、「個に特化した指導」として、リソースルームに着目し、指導を受ける児童・生徒の実態を把握の上、効果的な指導方法や教材について研究しました。リソースルーム指導・支援の体系化によって、通常の授業の改善と合わせ、児童・生徒への指導力向上を図っていきます。
- ・平成29年においては授業で想定されるつまずきを単なる勘ではなくアセスメントによる分析をし、授業の工夫や個別の指導に生かす試みをしました。
 - 「教科における学習上の困難を示す児童生徒のつまずきの把握と、つまずきを軽減するための効果的な授業の工夫と個別の指導」平成30年3月
- ・平成30年度には授業展開の工夫を視点に全校による授業研究を実施した。併せて「つまずき解消プロジェクト」として、全教員参加による教科におけるつまずき解消への手立て実践を収集しまとめました。
 - 「教科における学習上の困難を示す児童生徒のつまずきの把握と、つまずきを軽減するための効果的な授業の工夫と個別の指導」平成31年3月

⑨ 特別支援学級スクールバスの運行と通学費の補助

- ・小学校の特別支援学級（知的障害固定学級）は、小学校全17校中6校に設置しており、設置学校の学区外に居住し徒歩の通学が困難な児童には、登下校時にスクールバスを運行し、通学の手段を確保しています。
- ・スクールバスに乗車しないで公共交通機関を利用する場合や、通級指導学級に通級するために、公共交通機関を利用する場合などは、交通費の補助をしています。
- ・スクールバスの運行には多額の経費がかかるため、近隣の学校2校で1台の運行

にすることや、高学年の児童には、社会的自立のためできるだけ公共交通機関の利用を指導するなど、効率的な運行を実施しています。

- ・登下校時以外で特別支援学級のバスの利用がないときは、幼稚園や学校の行事の移動手段としてバスを運行し、有効活用を図っています。

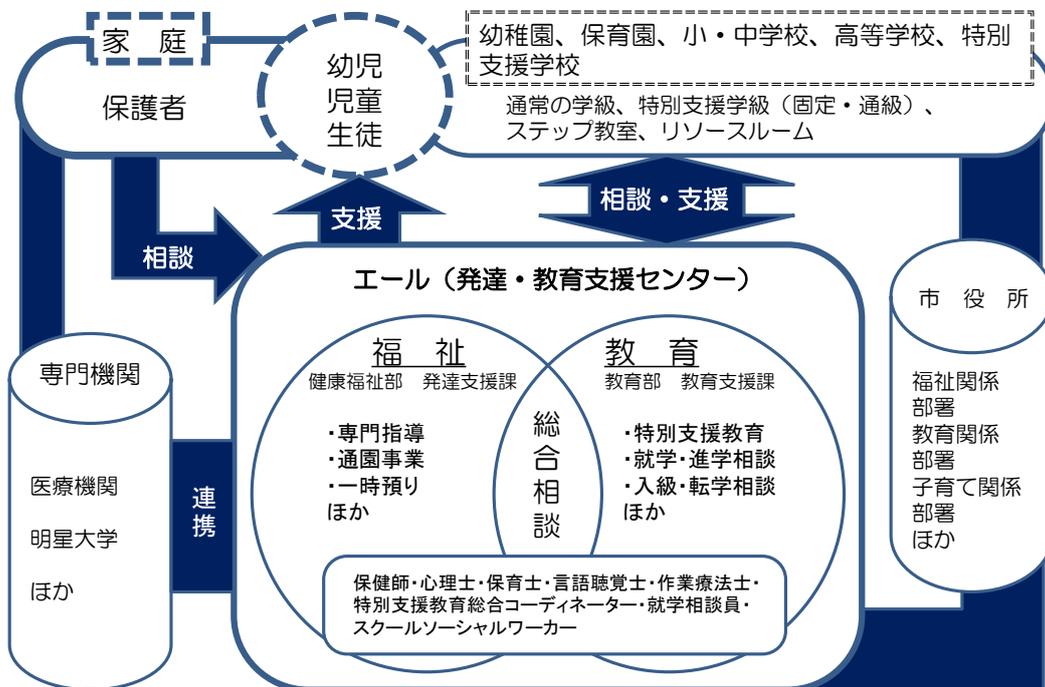
(4) 福祉と教育の一体化による支援

① 「エール（日野市発達・教育支援センター）」の体制

- ・0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、子供の育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施することを目的に、エールが平成26年4月に開設されました。
- ・エールでは、保健師や臨床心理士、特別支援教育総合コーディネーターや就学相談員、言語聴覚士や作業療法士、スクールソーシャルワーカーなどの専門職により、福祉と教育が一体となった総合的な相談、支援事業を実施しています。

エール（発達・教育支援センター）の体制

0歳～18歳までの、発達面や行動面において支援を必要とする子供、またその保護者に対し、福祉分野と教育分野が一体となって、関係機関と連携しながら総合的な相談支援事業を実施

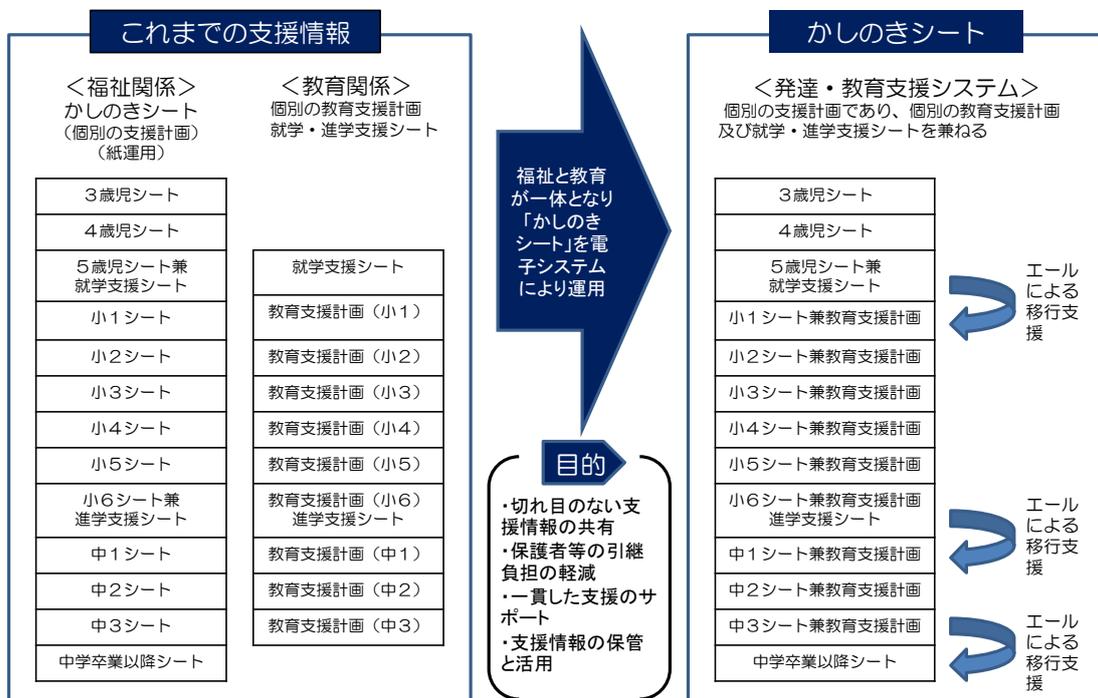


② 「かしのきシート」の運用

- ・「かしのきシート」は、0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供を対象とし、保護者同意の上で、エールが中心になって作成する福祉と教育が一体となった「個別の支援計画」です。
- ・子供の成長記録のほか、エール、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校で受けた支援内容を、子供が在籍するそれぞれの機関で記録を作成し、就園や就学、進学の際には、今までの成長の記録や支援内容を次の機関に適切に引き継ぐことで、切れ目のない支援を受けられるためのツールになります。
- ・教育分野で作成している「個別の教育支援計画」や「就学支援シート・進学支援シート」についても、「かしのきシート」に統合し、支援情報及び管理の一本化と情報共有の迅速化、保護者及び学校等の負担軽減を図っています。
- ・平成26年度のエール開設に伴い、紙面により「かしのきシート」の運用を始めたが、平成28年度より、かしのきシートを作成、保管するために、発達・教育支援システムを構築し、市内の保育園、幼稚園、小・中学校が、シートの作成や参照をおこなっています。平成30年度末時点で75拠点がシステムで接続しています。

「かしのきシート」による切れ目のない支援

エールを中心とし、関係機関との連携による幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援情報の共有と活用



■かしのきシート作成者数推移（平成26年度～30年度）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
作成者数	79	144	960	1,278	1,618
未就学児	74	131	232	260	272
小学生	3	4	531	701	901
中学生	2	7	151	261	332
高校生	0	2	46	56	113

(5) 副籍制度並びに小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習

- ・副籍制度とは、共生社会の実現に向け、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍をもつことで、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。
- ・都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子供である」という理念を関係者で共有することや、地域の中で児童・生徒同士がお互いを認め合い、尊重する経験を通して相互理解が進み「豊かな心」を育むことが期待されます。
- ・活動内容としては、地域指定校の学校行事や授業などに参加する直接的な交流と、学校便りや行事案内等のやりとりが中心の間接的な交流があります。なお、副次的な籍は地域指定校に原則置くことになっています。
- ・副籍制度以外にも、特別支援学校に近い市立小・中学校では、特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習を日常的に行っています。

■副籍制度希望児童・生徒数推移（平成26年度～30年度）

(人)

年度	七生特別支援学校		八王子東特別支援学校		ろう学校		盲学校		その他の特別支援学校		合計		
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
26	42	36	16	3	3	0	0	0	0	0	0	61	39
27	23	10	17	2	3	1	0	0	0	0	0	43	13
28	34	26	12	3	2	2	0	1	0	0	0	48	32
29	44	47	11	4	1	3	0	1	0	0	0	56	55
30	56	41	17	6	1	5	0	1	0	0	0	74	53

※「小」は小学校、「中」は中学校

※平成27年度より、自宅生の児童・生徒の人数となっています。

(6) 講演会の開催

・平成20年度から、特別支援教育や共生社会実現等に関わる講演会を開催し、広く市民や保護者、関係者等に共生社会の理解・啓発を行っています。

■講演会実施状況（平成26年度～30年度）

年度	講演会のテーマ	講師名
26	穏やかに子どもと関わるには ～ペアレントトレーニングの視点から～	臨床心理士 小林 香代子 氏
	社会で暮らしていくために必要な力とは ～ライフ スキルを「身につける」・「発揮する」視点から～	明星大学教授 小貫 悟 氏
27	一人一人の力を伸ばす日野市の通常の学級の取組	特別支援教育総合 コーディネーター 宮崎 芳子 氏
	子どもの行動の理解 ～行動観察から支援を考える～	星美学園短期大学 専任講師 遠藤 愛 氏
28	小学校での学習 読み書きのつまずきと支援について	明星大学発達支援研 究センター 研究員 小笠原 哲史 氏
	はなしことばの発達とその障害 支援について	言語聴覚士 粕谷 敏 氏
29	みんなが笑顔になれる家での生活・関わり発達の特徴 よりも大切なこと	明星大学教育学部非 常勤講師 榎本 拓哉
	親子で笑顔になれる関わりのコツ ネガティブサイクルをポジティブサイクルに	明星大学教育学部非 常勤講師 榎本 拓哉
30	はるながまち（シェークスピアホール）にやってきた	ライフステーション ワンステップ 「かたつむり」
	笑顔で生活を送るための関わり・対応のコツ ～小学校入学までに身に付けたい3つのこと～	明星大学教育学部非 常勤講師

		榎本 拓哉
--	--	-------

2 特別支援学級の現状と推移

(1) 特別支援学級の児童・生徒数の推移

<固定学級>

固定学級は、特別に設定された時間割と指導計画に沿って、基本的に全ての指導を、在籍している学校の特別支援学級で行う学級です。市内には、知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、病弱学級があります。

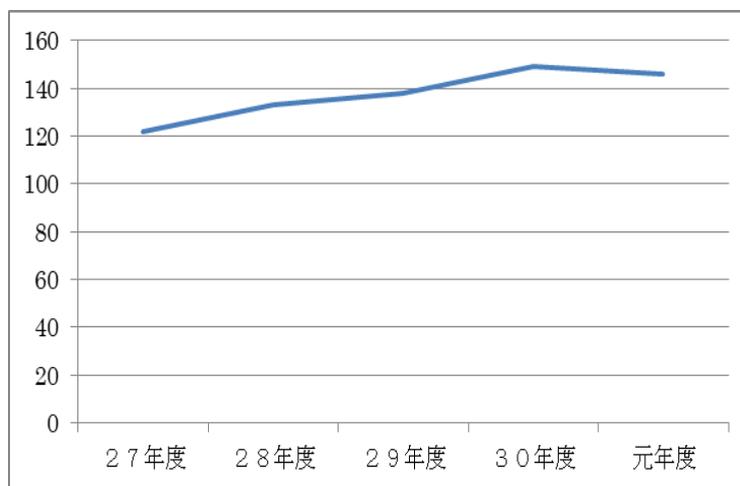
① 知的障害学級

- ・小学校では、市内全17校中6校にあり、市内の各地域に分散して設置しており、中学校では、市内に3校設置しています。小中学校ともに児童数はほぼ横ばいという状況です。

<小学校>

(人)

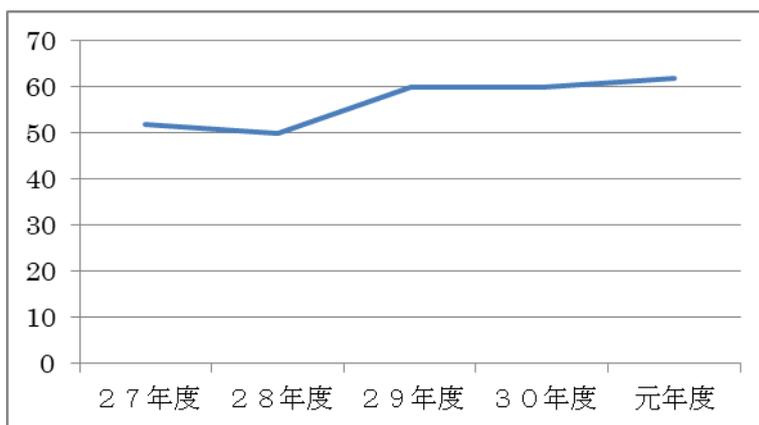
学級別	特性別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
固定学級	知的障害	122	133	138	149	146



<中学校>

(人)

学級別	特性別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
固定学級	知的障害	52	50	60	60	62



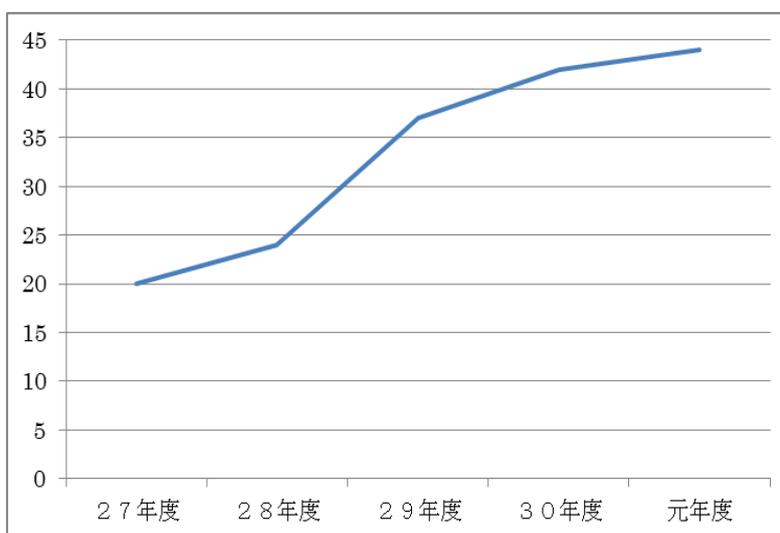
② 自閉症・情緒障害学級

- ・平成21年度に市内小・中学校で初めて日野第二中学校に開設しました。この学級は、知的発達に遅れがない、自閉症や情緒障害などの生徒を対象としています。
- ・コミュニケーションなどに課題があり、個別での指導や少人数での指導を必要とする生徒に、教科学習と合わせて課題解決に向けた指導を行っています。また、この学級では、生徒の実態に応じて、通常の学級に入って学習する教科もあります。
- ・生徒数の増加に対応し、平成27年度に市内2校目として、日野第三中学校に自閉症・情緒障害学級を開設しています。
- ・小学校では、自閉症・情緒障害学級は設置していません。

<中学校>

(人)

学級別	特性別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
固定学級	自閉症・情緒障害	20	24	37	42	44



③ 病弱学級

- ・日野市立病院にある院内学級として、入院期間中の学習を保障するため、小学校の児童を対象に設置しています。
- ・近年は長期入院が減っていることから、病弱学級に籍を移し転学する児童は少なくなりました。
- ・病弱学級では、日常的に入院している児童に対し、学習指導や教育相談を実施し、学習の保障のほか児童の心の安定を保っています。

<通級指導学級>

通級指導学級とは、通常の学級に在籍している児童・生徒が、特性に応じた課題の改善や克服のため、通級指導学級の設置された学校に定期的に通い、専門的な指導を受けるための学級です。

市内には言語障害、難聴の通級指導学級があります。

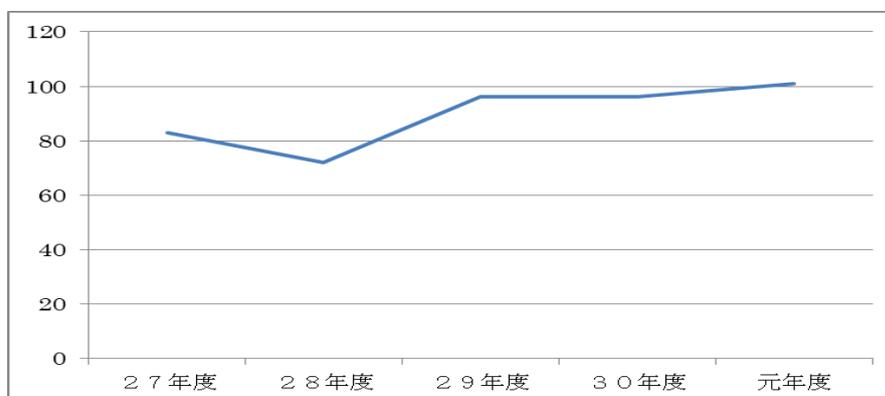
① 言語障害通級指導学級

- ・言語障害通級指導学級は、ことばの教室として、吃音、構音、言語発達などのことばの課題について児童への指導を行っています。
- ・この学級は、小学校のみの設置で、市内全17校中2校に設置されています。
- ・児童数は、年々増加してきましたが、平成28年度は減少になりました。

<小学校>

(人)

学級別	特性別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
通級指導学級	言語障害	83	72	96	96	101



② 難聴通級指導学級

- ・聞こえの指導を行っており、小学校のみの設置となります。

<小学校>

(人)

学級別	特性別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
通級指導学級	難聴	3	5	5	6	5

<特別支援教室（ステップ教室）>

東京都教育委員会では、各小中学校に「特別支援教室」を設置し、児童が「情緒障害等通級指導学級」に通う体制から、教員が巡回して児童の在籍小学校で指導を行う体制に移行する方針を決定しました。

日野市教育委員会では、平成28年度から平成30年度の間、順次「特別支援教室」を設置し、平成30年度においては全小中学校に導入しました。

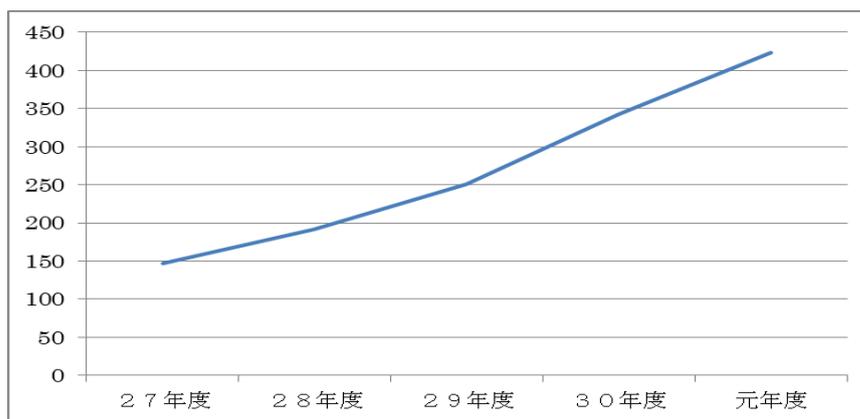
なお、日野市教育委員会では、「特別支援教室」を小・中学校共通の呼称として、「ステップ教室」とします。

※「ステップ」には、歩調、踏み段、跳躍の意味があり着実に成長する願いを込めて命名しています。

<小学校>

(人)

学級別	特性別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
通級指導学級	情緒障害	147	164	86	0	0
ステップ教室	情緒障害	0	28	165	343	423
計	情緒障害	147	192	251	343	423

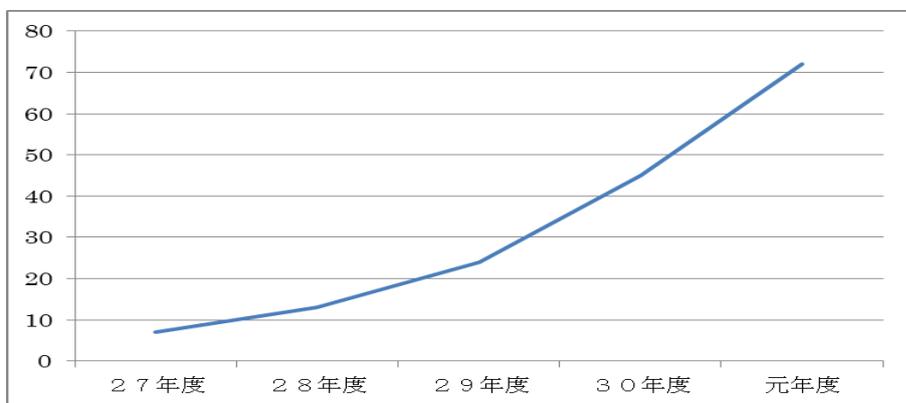


<中学校>

(人)

学級別	特性別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
通級指導学級	情緒障害	7	0	0	0	0

ステップ教室	情緒障害	0	13	24	45	72
計	情緒障害	7	13	24	45	72



(2) 通常の学級における発達障害等の児童・生徒数の状況

① 文部科学省調査（平成24年12月公表）

- 平成24年12月に文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は、推定値6.5%となっています。
- 全体の割合では、男子が9.3%、女子が3.6%で男子の割合が多い傾向があります。対象となる児童・生徒は、学年が上がるにつれて減り、小学校1年生では9.8%ですが、中学校3年生では3.2%という結果となっています。

② 東京都調査（平成26・27年度）

- 東京都では、平成26・27年度に、都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査をしています。その結果、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある幼児・児童・生徒の在籍率は、幼稚園・保育所等で5.1%、小学校で6.1%、中学校で5.0%、高校で2.2%でした。
- 小・中学校では、情緒障害等通級指導学級が設置されていますが、発達障害の可能性のある児童・生徒のうち、実際に特別な指導を受けている割合は、限られています。
- 通級指導学級を設置している学校と比べ、設置していない学校では、発達障害の可能性のある児童・生徒のうち、実際に特別な指導を受けている割合は、低くなっています。

③ 日野市の現状

日野市において、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒（知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒）の割合は、平成30年度は6.6%、令和元年度では7.7%となっています。

(4) 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果より

集計中

3 特別支援教育の課題

(1) 特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の充実

ステップ教室の指導力の向上やこれまでの特別支援教育推進体制の役割や連携の在り方、事業内容の見直しや充実を図る必要があります。

ステップ教室導入に伴う新たな特別支援教育推進体制の構築のため、以下の課題があげられます。

- ・ステップ教室への入室を希望する相談者の増加への対応、学級担任との連携、指導力の向上
- ・専門家（大学教員等・医師）による巡回相談・専門委員会と、特別支援教室の特別支援教室巡回相談心理士との役割分担、事業内容の確認等
- ・リソースルームとの役割や連携の在り方等

(2) ニーズに応じた特別支援学級の新設

小学校の自閉症・情緒障害学級（固定学級）についてはこれまで市内にないため、対象と考えられる児童に対しては、通常の学級と特別支援学級との連携や知的障害学級（固定学級）において支援をしてきました。中学校の自閉症・情緒障害学級（固定学級）との連携を図る上でも、新設する必要があります。

新設するにあたり、以下の課題があげられます。

- ・小学校における自閉性・情緒障害学級（固定学級）の設置場所等
- ・教育的配慮に基づいたスクールバスの運用

(3) エール及びかしのきシートを中心にした連携・支援体制の充実

0歳～18歳までの支援が必要な子供の相談・支援施設として、平成26年度にエール（日野市発達・教育支援センター）が開設され、福祉分野と教育分野が一体となって、切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施しています。

また、エールが中心になって作成する福祉と教育が一体となった「かしのきシート（個別の支援計画）」は、平成28年度からシステムにより電子運用しています。

「個別の教育支援計画」と「就学支援シート・進学支援シート」を統合して「かしのきシート」として運用しています。

以下の課題があげられます。

- ・エールにおける相談・支援情報の関係機関との情報共有
- ・エールの専門職による学校への支援体制の構築、及び学校との連携体制
- ・高等学校や特別支援学校などとの情報共有と連携体制
- ・かしのきシートによる学校支援情報との連携及び切れ目のない引き継ぎ

・かしのきシートへの円滑な運用及び関係機関による活用

(4) リソースルームによる指導・支援の充実

特別支援教室全校設置に伴い、ステップ教室との役割や連携の在り方、リソースルームティーチャーの指導力向上を図るための研修等の充実が必要とされます。

以下の課題があげられます。

- ・特別支援教室全校設置に伴う、ステップ教室との役割や連携の在り方
- ・リソースルームティーチャーの指導力向上と人材の確保

(5) 教員の指導力向上と校内委員会を中心とした学校支援体制の充実

ひのスタンダード（通常の学級での特別支援教育のスタンダード）を基盤にした教員の指導力の向上と特別支援教育などに関する校内委員会体制の充実を図るため、さまざまな専門的な資源により、学校における支援体制の強化を図ります。

以下の課題があげられます。

- ・ひのスタンダードの実践と研修等による成果の共有化
- ・特別支援教育に関する職層別や特性種別毎の研修の充実により、教員の指導力向上、専門性向上
- ・校内委員会に、巡回相談員や特別支援教室巡回相談心理士などの資源の活用
- ・校内委員会に、各専門家、エールの専門職、スクールソーシャルワーカーの派遣等
- ・スクールカウンセラー、エール学校心理士の機能強化
- ・学校及び教員の合理的配慮に関する意識向上

(6) 特別支援学校との連携

都立七生特別支援学校並びに都立八王子東特別支援学校を中心に、一層の連携を図り、教員の専門性向上、学校における支援体制の充実を図る必要があります。

また、副籍制度について、都立特別支援学校の児童・生徒は、副次的な籍を市立の小・中学校である地域指定校に原則置くことになっています。副籍制度による交流及び共同学習を一層進め、共生社会実現への環境の醸成を図る必要があります。

以下の課題があげられます。

- ・特別支援学校との連携による教員の専門性向上、研修の充実
- ・就学相談や入級・転学相談との連携、情報共有

- ・小・中学校における交流及び共同学習の充実
- ・副籍制度における理解の推進、交流及び共同学習の充実
- ・特別支援学校の近隣校における小・中学校との交流及び共同学習

(7) 放課後等デイサービス等との連携

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方公共団体の関係部局や、放課後等デイサービス等といった複数の機関と関わっていることが多いなか、就学前から学齢期、社会参画まで切れ目なく支援していく体制を整備する必要があります。

以下の課題があげられます。

- ・学校と放課後等デイサービス等との情報共有
- ・放課後等デイサービス等についての教職員の理解促進

以上の特別支援教育の課題については、「第4章 日野市の特別支援教育の推進に向けた具体的な施策」の各施策に反映しています。

第4章 日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策

推進目標と具体的な施策

<推進目標>

- 1 幼児期から学校卒業後まで、かしのきシートを活用した切れ目のない相談・支援体制を、市全体で構築します。

(1) エールにおける総合的な相談・支援体制の充実

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エールにおける総合的な相談・支援体制の充実	継続		

- 相談の増加に対応するため、特別支援教育総合コーディネーター並びに就学相談員を複数名配置し、速やかに相談ができ、適切な支援につながる体制の充実を図ります。
- 保健師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、スクールソーシャルワーカーなど専門職との連携を図り、総合的な相談・支援体制を充実させます。

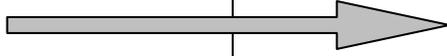
(2) エールを中心にした関係機関との連携支援体制の充実

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エールを中心にした関係機関との連携支援体制の拡充	継続		

- 関係機関との連携協議の場として、発達支援関係機関連携協議会を開催します。
- 福祉と教育の一体化に加え、医療、保健等との連携支援体制の拡充を図ります。
- 小・中学校との情報共有による、連携支援体制を強化します。
- 幼稚園・保育園をはじめ、高等学校等とも情報交換を行う機会を作り、連携支援体制の拡充を図ります。
- 子ども家庭支援センターと定期的に情報交換を行い、連携した支援をします。

(3) 「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 <重点施策>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度

「かしのきシート」による 支援情報の共有と内容の充 実	充実		
-----------------------------------	----	--	--

- 福祉と教育が一体となった「かしのきシート」を運用し、関係機関との情報共有により、切れ目のない支援に活用します。
- つまずき解消事例集を通して、教員の特別支援教育への理解を深め、かしのきシート内容の充実を図ります。

<推進目標>

- 2 全ての学校、教室において、子供の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

(1) 教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進 <重点施策>

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進	推進・継続		

- ひのスタンダードを基本に、全校において、全ての児童・生徒が分かる授業のユニバーサルデザイン化の取り組みを推進します。
- 特別支援教育に関する研修を実施します。また、教員の職層や経験年数に応じ、研修内容等を充実させます。
- 特別支援学級の教員には、その専門性向上を図るため、特性種別毎の研修や実践的な研究授業などを行います。また、大学などの学識経験者のほか、特別支援学校との連携により特別支援学校教員からも助言等を受け、指導方法等の改善を図ります。
- 特性への理解や合理的配慮への対応などについて、学校や教員の意識啓発を図ります。

(2) ひのスタンダードの実践及び改善<重点施策>

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ひのスタンダードの実践及び改善	実践・改善		

- 未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）の趣旨を踏まえ、ひのスタンダードの実践を進め、通常の学級において、特別支援教育の視点

を活用した学習環境や指導方法などの改善を行います。

- 研究成果については、報告書を作成して全教員に配布し、研修の実施や研究授業の開催などを通し、その共有化を図ります。
- 国や都の委託事業や補助事業を可能な限り活用しながら、研究成果を高めます。

(3) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実	継続		

- 特別支援教育コーディネーターの複数指名を推進します。
- 校長・副校長・特別支援教育コーディネーターなどに研修の実施やマニュアル等を活用し、校内委員会の充実を図ります。
- 校内委員会への支援として、専門委員会の実施や巡回相談員の派遣を行います。
- ステップ教室の特別支援教室巡回相談心理士の派遣で、校内委員会への助言等を行います。
- 必要により医師等専門家やエールの各専門職の協力や参加を推進していきます。

(4) 学級支援員（介助員）の活用の充実

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学級支援員（介助員）の活用の充実	活用		

- 通常の学級や特別支援学級において、特別に配慮が必要な児童・生徒に対し、個別に支援するため、学級支援員（介助員）を配置します。
- 児童・生徒との関わりが有益になるように、担任教員との連携や役割を明確にし、保護者や教員との共通理解を図りながら、学級支援員（介助員）の配置をします。

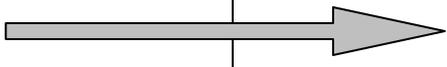
<推進目標>

- 3 一人一人の子供が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、新たな特別支援教育推進体制を構築します。

(1) 特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の充実

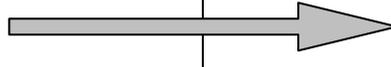
<重点施策>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度

小中学校における特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の充実	充実			
---	----	--	--	--

- 各学校において、巡回指導教員と学級担任との連携強化を図ります。
- 児童及び保護者、学校関係者に対し、子供の特性などへの理解啓発を図ります。
- 教員の指導力向上に向け、障害種別毎の研修の充実により、専門性の向上を図っていきます。

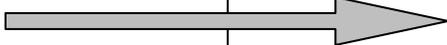
(2) ニーズに応じた特別支援学級（ステップ教室除く）の新設

項 目	種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニーズに応じた特別支援学級（ステップ教室除く）の新設	【小学校】 自閉症・情緒障害学級（固定学級）	設置学校の決定	環境整備（予算化）	実施
	【小学校】 通級指導学級	継続	 (言語障害・難聴学級のみ)	
	【小学校】 知的障害学級（固定学級） 【中学校】 知的障害学級（固定学級） 【中学校】 自閉症・情緒障害学級（固定学級）	継続		

- 各年度において対象児童・生徒数を把握し、学校の施設面を踏まえて、特別支援学級の増級については随時対応していきます。
- 小学校の知的障害学級（固定学級）で運行しているスクールバスについては、設置校の学区外に居住し徒歩の通学が困難な児童の交通手段として、効率的に運行します。なお、公共交通機関の利用については、生活スキルとして、児童が将来社会参画するために重要なものであることから、発達段階等を踏まえ検討する。

(3) リソースルームによる個別指導・支援の充実

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
-----	-------	-------	-------

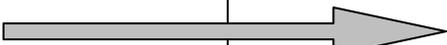
リソースルームによる個別指導・支援の充実	継続		
----------------------	----	--	--

- ステップ教室の全小・中学校への導入に伴い、ステップ教室との役割や連携の在り方について確認し、児童・生徒への特性に応じた支援の強化を図ります。
- リソースルームティーチャーの指導力向上を図るため、定期的に研修会を実施するとともに、人材の確保を図ります。

<推進目標>

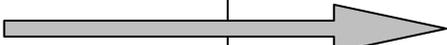
4 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。

(1) 市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進	継続		

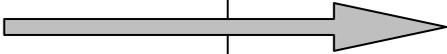
- 児童・生徒並びに保護者、関係者、広く市民に向けて、特別支援教育や共生社会実現等をテーマとする講演会を実施するなど、さまざまな機会を通し、共生社会の理解・啓発を推進します。
- 特別支援教育に関するリーフレットを作成し、保護者をはじめ、各幼稚園や保育園、小・中学校や関係機関に配布し、その取り組みについて理解・啓発をします。
- 家庭との情報共有と共通理解により、合理的な配慮による適切な教育的支援を行います。

(2) 交流及び共同学習の推進

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交流及び共同学習の推進	継続		

- 特別支援学級と特別支援学校の児童・生徒との交流、地域の小・中学校と特別支援学校の児童・生徒との交流を深め、共生社会実現への環境を醸成します。
- 特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の相互理解を深める交流及び共同学習を推進します。

(3) 副籍制度の推進

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
副籍制度の推進	継続		

- 副籍制度の共通リーフレットなどを利用し、制度の周知と理解・啓発をします。
- 副籍制度について、特別支援学校の児童・生徒や地域指定校のニーズを把握し、相互理解と協力のもと、豊かな交流を実現します。
- 副籍制度について、教員の理解を深め、地域指定校の交流体制の充実を図ります。
- 副籍制度を通して、児童・生徒並びに保護者の交流などを行い、共生社会の実現に向けた理解・啓発を推進します。

(4) 特別支援学校との連携

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別支援学校との連携	継続		

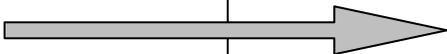
- 都立七生特別支援学校並びに都立八王子東特別支援学校を中心に、各種研修会及び連絡会、就学相談委員会等で一層の連携を図ります。
- 特別支援学校教員が、小・中学校を訪問して通常の学級で授業支援をすることや、教員に対し専門的な情報の共有や助言をすることで、学校における支援体制の充実を図ります。
- 小・中学校教員の特別支援学校研修会への参加や、特別支援学校との研修の共催などを通し、小・中学校教員並びに特別支援学校教員相互の指導力向上を図ります。
- 就学相談や入級・転学相談における連携と情報共有の強化を図ります。
- エールやかしのきシートの取組について連携を図ります。

(5) 放課後等デイサービス等との連携

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放課後等デイサービス等との連携	連携		

- 学校や放課後デイサービス等との関係を構築するため、既存の発達支援関係機関連絡協議会等を活用し、情報の共有を図ります。
- 既存の発達支援関係機関連絡協議会等を活用し、教職員の理解促進を図ります。

(6) 保護者同士の情報共有

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護者同士の情報共有	推進		

- 保護者同士が情報共有するうえでの交流の場等を設けるよう働きかけをしていきます。
- 子供の発達が気になる保護者が集まれる親の会を拡大する等、保護者が孤立感、孤独感を軽減できるような環境の整備に努めます。

第5章 計画の進行管理（推進体制）

1 計画の進行管理

- 本計画の推進にあたっては、市民、学校、関係機関に周知し、必要な事業の推進を図ります。
- 本計画を推進するための組織として、学識経験者、学校関係者、福祉関係者、教育関係者、関係機関等で構成する「特別支援教育推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の把握とともに、今後の日野市の特別支援教育についても検討していきます。

2 計画の進捗状況の点検と評価

- 特別支援教育推進計画が着実に展開できるよう、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）のPDCAサイクルの各段階において、進行管理を行っていきます。
- 年度毎に本計画の具体的な施策の進捗状況を把握し、特別支援教育推進委員会において、点検と評価を行います。

第 5 次日野市特別支援教育推進計画

令和 2 年 3 月

編集・発行 日野市教育委員会

〒191-8686 東京都日野市神明 1-1-2-1
電話 042-585-1111 (代表)